

●香川県告示第278号

香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年5月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程

香川県造林事業補助金交付規程（昭和36年香川県告示第487号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業の種類等) 第2条 略</p> <p>(1) <u>育成林整備事業 育成林の整備を推進することを目的として行う次の事業</u></p> <p>ア <u>公的森林整備推進事業 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条の2第1号口に規定する水源かん養機能等維持増進森林であって森林所有者による整備が進み難い森林等について、分収方式又は市町のあっせんによる森林整備を行う事業</u></p> <p>イ <u>流域育成林整備事業 流域における育成林の整備の推進を図るための森林整備を行う事業</u></p> <p>(2) <u>共生環境整備事業 森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業</u></p> <p>ア <u>森林空間総合整備事業 森林法施行規則第9条の2第1号ハに規定する環境保全機能等維持増進森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う事業</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(事業の種類等) 第2条 事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>水土保全林整備事業 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条の2第1号口に規定する水源かん養機能等維持増進森林の整備を行う次の事業</u></p> <p>ア 公的森林整備推進事業 森林所有者による整備が進み難い森林等について、分収方式又は市町のあっせんによる森林整備を行う事業</p> <p>イ <u>流域公益保全林整備事業 流域における森林の水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持及び増進を図るための森林整備を行う事業</u></p> <p>(2) <u>共生林整備事業 森林法施行規則第9条の2第1号ハに規定する環境保全機能等維持増進森林の整備を行う次の事業</u></p> <p>ア <u>森林空間総合整備事業 不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う事業</u></p> <p>イ 略</p> <p>(3) <u>資源循環林整備事業 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第4号の3に規定する公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林の整備を行う次の事業</u> <u>流域循環資源林整備事業 流域における木材等の森林資源の循環利用に資するための森林整備を行う事業</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>

2・3 略

2・3 略

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成19年度分の補助金から適用する。